

総会議事録（第5回）

1 開催日時 令和6年8月26日（月）14時00分～15時20分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（35名）

○農業委員（18名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 3番 原口かよ子 4番 山口 明美
5番 田川 康浩 6番 渡邊 重徳 7番 一瀬 晃 8番 福田 文夫
10番 朝長 洋市 11番 田添 利弘 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋
14番 富岡 勝真 16番 山田 武人 17番 岩崎 義秀 18番 児玉 賢治
19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 岩崎 照美 2番 松尾 慎二 3番 小野 重幸 4番 小川 國治
6番 富浦 春男 7番 林 敏弘 8番 藤本 雅彦 9番 山浦 弘之
10番 山上 傳 11番 井本 忠之 12番 井川 春彦 13番 久保 和幸
14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 17番 山本 治義 18番 小川 良一
19番 山口 周次

4 欠席委員

○農業委員（1名）

9番 川副 博司

○農地利用最適化推進委員（2名）

5番 笠寺 幸雄 16番 野田 善則

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
第5号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
第6号議案 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第8号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
報告第3号 納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について（相続税）

6 事務局 局長 長石 弘頭

課長補佐 前田 哲弘

職員 下條 秀政 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和6年度第5回農業委員会定例総会」を開会いたします。
それでは、総会の開会にあたり、農業委員会 川本康代会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しています。

9番 川副博司農業委員、5番 笠寺幸雄推進委員、及び16番 野田善則推進委員から欠席の届出があります。

17番 山本治義推進委員から遅刻の届出があります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、5番 田川康浩農業委員、14番 富岡勝真農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番福重、今富町の農地、地目 田、合計面積13,260㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、集積計画50番及び促進計画42番と関連があります。

○議長

報告第1号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 田、面積1,422㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、促進計画1番と関連があります。

2番大村、木場2丁目の農地、地目 田、合計面積1,396㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

○議長

報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、3ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積276㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため売買により農地を譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。取得後の畑は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

説明の場所は、以前お互いに交換分合して登記もされずに3年前の今村地区の地籍調査ではっきりわかりまして、以前からこの方が作られています。地籍調査では、所有権移転登記はできないので、今回正式に売買の申請が上がっています。何も問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長

1 番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1 番三浦は許可することとします。

続いて、2 番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

宮代町の農地、地目 田、合計面積 1, 551 m²、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため売買により農地を譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。2 筆とも農振外の農地です。取得後の田は、水稻を計画しています。

○議長

それでは、2 番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

ただいま事務局から説明があったとおりです。申請人宅から車で 10 分の通作距離となりますが、農機具を積んで現地に行くことは可能と思います。申請人は今も、借入地と合わせて 1 ヘクタールあまりを耕作されています。ですから、技術的にも問題がないというふうに見ています。二、三年前の水害で堤防が崩れたところは、コンクリートで護岸を修復をされています。道路にも川にも近いということで随分と耕作条件は良い所です。

そういうことで、問題ないと皆で見えてまいりました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

2 番について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2 番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番萱瀬は許可することとします。

次に、4ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。1番西大村は、6ページの第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」8番西大村及び7ページの第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」2番西大村と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番西大村、第3号議案8番西大村、及び第4号議案2番西大村を一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、4ページからご説明します。

1番西大村、池田2丁目の農地、地目 畑、面積190㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が自宅隣地に来客用駐車場と家庭菜園の造成を行う計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.3m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、東側開発地道路側溝に放流するとしてあります。隣接する農地はありません。

資金については、隣地開発工事の中で造成するため費用負担はありません。

7ページをお願いします。第4号議案2番西大村、池田2丁目の農地、地目 畑、面積660㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が平成12年に転用許可を受け、アトリ工教室を建設する計画でしたが、教室の講師が県外に永住することとなり断念することとなり、継承者が周辺地と合わせて分譲宅地6区画、道路等を造成する計画変更承認申請です。

地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

6ページをお願いします。第3号議案8番西大村、池田2丁目の農地、地目 畑、合計面積925㎡。併用地である、譲渡人の宅地の一部、雑種地及び山林を含んだ実測面積は、1,443.24㎡です。申請者は記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地6区画、道路等を造成する計画です。

被害防除計画では、切土最高0.6m、盛土最高0.4m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、開発地道路側溝から南東側の既存道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、第2号議案1番、第3号議案8番、及び第4号議案2番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

今月の23日に地区の委員で現地確認を行いました。ただいま説明された3筆については、周辺が道路なり宅地に囲まれた所で、農地も周辺に無いということで特別問題ないということで3人とも見て来ました。皆さんのご審議をお願いします。

○議長

第2号議案1番、第3号議案8番、及び第4号議案2番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第2号議案1番、第3号議案8番、及び第4号議案2番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第2号議案1番、第3号議案8番は許可相当とし、第4号議案2番西大村は承認相当とします。

4ページに戻ります。続いて、2番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

富の原2丁目の農地、地目 畑、面積315㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が集合住宅1棟及び入居者駐車場を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、境界にブロック積を設けるとしてあります。雨水排水は、南側市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接す

る農地はありません。

資金については、融資証明書等を確認しています。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

ただいま、事務局から説明があった所で、市道沿いの土地です。この土地につきましては、説明のとおり隣接するところは宅地のみです。そのため農地に対しての影響はないものと思います。今回現地を確認いたしました。何ら支障ないものというふうに判断をいたしました。以上です。

○議長

2番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番竹松は、許可相当とします。

続いて、3番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

竹松本町の農地、地目 畑、面積188㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が駐車場7台分を造成し、隣接する飲食店に賃貸する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、境界にブロック積を設けるとしてあります。雨水排水は、南側市道側溝に放流。隣接する農地は、西側に譲渡人の畑があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

事務局から説明された所です。住宅地の中で、飲食店に改装したいが、来客用の駐車場がないということで、隣の農地の地主に相談をされて、駐車場として賃貸される計画です。また、残った農地も申請者の所有であり、何ら問題ないと思います。排水につきましても、南側の道路の方の水路に落とすということで問題ないと考えています。ご審議をお願いします。

○議長

3番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。

次に、7ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

陰平町の農地、地目 畑、合計面積28.93㎡。実測面積313.56㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、賃貸借です。

本件は、賃借人が撮影スタジオ木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は都市計画区域内白地、農振内農用地外の第1種農地で集落接続をしています。

被害防除計画では、現状のまま利用、境界に防護柵の擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は北側市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地は、西側に賃借人の畑があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

24日に地区委員全員で見に行きました。何の問題もありません。ご審議をお願いします。

○議長

1番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番鈴田は、許可相当とします。

続いて、2番鈴田を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

平町の農地、地目 田、合計面積1,531㎡。実測面積1,605.27㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が特定建築条件付き売買予定地8区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.3mから1.0m、擁壁を設けるとしてあります。雨水は開発地道路の水路から西側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接する農地はありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

ここは土地利用計画図を見て分かるとおり、以前農用地除外が出た所です。この下側だけが、新幹線工事が終わりました、予定どおり農転をかけるため申請されたものです。

側溝等を広めにしています。道を挟んで下にも住宅地があり、その側溝を市が9月ごろから工事を始めるそうですので、水路が二重三重になり問題ないと思います。ご審議お願いします。

○議長

2番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番鈴田は、許可相当とします。

続いて、3番大村を議題とします。

ここで、お諮りします。3番大村は、7ページの第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番大村と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番大村、第4号議案1番大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、7ページからご説明します。

第4号議案1番大村、徳泉川内町の農地、地目 畑、面積498㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が平成2年に転用許可を受け、自己住宅、車庫及び物置を建築する計画でしたが、資金面で断念することとなり、継承者が自己住宅を建築する計画変更承認申請です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

5ページをお願いします。3番大村、申請地、申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

被害防除計画では、切土0.1mから1.42m、盛土最高0.25m、擁壁を設けるとしています。雨水は西側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣地農地は、ありません。

資金については、住宅融資事前審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、3番、第4号議案1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

事務局から説明のとおり、令和2年に許可されていますが、その後何も手つかずにあったところ。周りは宅地ばかりで農地はありませんので、何も問題ないと見て来ました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

3番大村、第4号議案1番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。
<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。
3番大村、第4号議案1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とし、第4号議案1番大村は、承認相当とします。
続いて、4番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

三城町の農地、地目 田、面積442㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅鉄骨造平屋建を建築する計画です。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。
被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、南側の市道側溝への放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣地する農地は、ありません。
資金については、住宅融資事前審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

事務局から説明があったとおりです。5人で調査に行きましたが、特に問題ないという判断になりました。皆様、ご審議をお願いいたします。

○議長

4番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とします。

続いて、5番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

古賀島町の農地、地目 畑、面積375㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は賃貸借です。

本件は、賃借人が経営するレンタカー会社の駐車場20台分として造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.1m。雨水排水は、自然流下で北側の既存水路に放流。隣接農地は、ありません。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

事務局から説明があったように、周りには農地は接していませんが、すこし離れた所にあります。先ほどお話がありましたように、雨水が心配という話があったのですが、隣の側溝の方に流れるだろうということで、問題ないというふうに見てまいりました。よろしく願いいたします。

○議長

5番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて、6番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

協和町の農地、地目 田、面積499㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、受贈者が、自己住宅木造2階建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、北東側の市道側溝への放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、北側に贈与者の畑があります。

資金については、住宅融資事前審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、6番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

今説明された所に農地がありますが、これは贈与者の農地で、農業するには広さはあまりありませんが、宅地の転用申請に関しては問題ないと見てまいりました。よろしくをお願いします。

○議長

6番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番西大村は、許可相当とします。

続いて、7番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

協和町の農地、地目 畑、面積333㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が月極駐車場13台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、自然流下で北側の市道側溝へ放流。隣接する農地は、南側に譲渡人の畑があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

場所は、事務局の説明とおりです。譲渡人の農地の一部を申請されており、隣接する農地は譲渡人のものであり、問題はないと見てまいりました。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

7番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番西大村は、許可相当とします。

続いて、9番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

宮小路1丁目の農地、地目 畑、面積275㎡。併用地である、譲渡人の宅地の一部を含んだ実測面積は、331.15㎡です。申請者は記載のとおりです。契約は使用貸借です。

本件は、使用借人が長屋住宅1棟、入居者駐車場等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.44mから0.54m、境界ブロックを設けてとしています。雨水排水は、北側の市道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、融資事前審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、9番について竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

タブレットに表示されていると思いますが、そのブロック塀で囲まれた中に宅地と一部農地があり、すべて申請者の所有です。一部ブロックを壊して、道を少し広げる計画があります。雨水とか汚水についてはこの道路の方に、公共下水道の方に汚水を流すという計画です。他に農地はございませんので、問題ないかと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長

9番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

9番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番竹松は、許可相当とします。

次に、8ページ。第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番萱瀬、宮代町の農地、地目 畑、合計面積940㎡。申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により原野化しているとしています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。1筆は農振外、ほか3筆は農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

申出書によりますと原野になっていると言われていたのですが、私も現地を見た限り原野にはなっていない状況でした。4筆ありますが、一番南側の2筆は道路端です。まだ原野にはなっていない状況でした。ここは、湧水時の井戸がボーリングをされておりまして、多分堤の

水が足りないので、その下流に水が流れない時にこのボーリングから上げて、集落5ヘクタールぐらいの水田に水を供給をする井戸です。これがありませんので、ここだけは非農地としてはどうだろうかという委員みんなですね考えたところです。

他は、申出人の実家のすぐそばで手入れがよく行き届いてました。草払いをされ、木々をですね片付けられれば立派な畑として通用するんじゃないかというふうな判断です。

それと一番北側の1筆は民家の裏を通過して、急な坂を上った所です。こういう狭い農機具が入らない所を、申請人はどうにか非農地として取り扱って欲しいというような申請が出されている。ただし、結論としてはこれまで萱瀬地区で非農地申請が出たときには、農地の現状を見て判断してまいりました。原野化しているようには思えなかった事から、萱瀬地区の委員の総意としては、ここは非農地には該当しないという判断をしてきたところです。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

もう一度確認をします。2筆は非農地として、残り2筆はそのままの農地として活かしていきます。現地の確認として、これでよろしいでしょうか。

○委員

非農地にする所は、ボーリングしたポンプがあるということは農業用施設ですので、農地として確認できるのではないのでしょうか。ちなみに私の担当地区では、宅地の中に井戸があり、そこは農地になっている。そういう事例もありますので、農業施設は農地の判断もできると思います。

○萱瀬地区委員

私としては、原野化してませんが、道端の土地となっていると思われまます。

○議長

萱瀬の他の委員さん方からご意見、現状見た様子でいかがでしょうか。

○萱瀬地区委員

湧水の場合はこの水を使われると思いますが、赤似田の堤は最近、牧場の下に工事をして完成したばかりであり、今すぐ湧水期に水が困る事はないと思われまます。このボーリングも補助を受けて設置されていますから、償却年などから堤の工事が終わったからすぐに廃止にはできないものと思われまます。

○議長

何年ぐらいのときでしょうか。

○萱瀬地区委員

平成6年か7年の大湧水があったときに、市内各地に市の単独の補助事業で、ボーリング

を実施された経緯があります。多分その時のボーリングではないかと判断をしています。今のところ、電源は切断してあり、すぐ使えない状況です。周囲はコンクリートで固めてあり、地形的にも、小さな面積で段差もあるため、農地としては使えないと判断をしたところです。

○議長

それでは、お諮りします。地元の委員さんからの現地を見た状況から、ポンプが設置されている2筆を非農地に判断することにご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番萱瀬は、897-3、866を非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、9ページ。第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番西大村 上諏訪町の農地、地目 田、面積2,056㎡、売渡し申込者、買受け申込者、及び所有権移転の権利の内容は記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地です。

申出書によると、買受申込者は取得後、水稻を計画しています。

以上、1番の買受申込者は、認定農業者であり、経営状況から、農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)の第5条第2項の規定に該当するものです。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区農業委員・推進委員

今月の23日に地区の委員で現地に行きました。基盤整備の中であり、買受人は農業委員の経験者で皆様も承知の方です。現在も、広い面積を農業経営されていて特別問題はありませぬ。以上です。

○議長

1番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番西大村を承認することとします。

次に、10ページ。第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、20ページから28ページまでの、第8号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案及び第8号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第7号議案、及び第8号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用集積等促進計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と促進計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、議案と併せてご覧ください。

また、今回の集積の多くは、福重地区の農業委員と推進委員による取り組みとなります。今後も、今富地区と野田地区の地域計画の策定と平行して集積が進められていきます。

なお、53件の集積と42件の促進計画のため、時間の都合上一部のみのご説明とします。

資料1の1番は、集積済の農地で、20ページの第8号議案の1番三浦に記載の借入申込者に農地中間事業により集積を行う計画です。

利用権を設定する農地は、今村町の農地、面積1,426㎡。

促進計画の借入申込者は、水稻を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

続いて、資料1の2番は、10ページの第7号議案1番萱瀬、20ページの第8号議案の2番萱瀬に記載の借入申込者に農地中間事業により集積を行う計画です。

利用権を設定する農地は、宮代町の農地、面積669㎡。

促進計画の借入申込者は、水稻を計画しており、設定する権利は記載のとおりです。

続いて、資料1の3番から6ページの128番までは、今富地区と野田地区の集積によるもので、利用権を設定する農地及び設定する権利は記載のとおりです。6ページの合計欄をお願いします。全128筆で登記面積190,925㎡、農地中間管理事業の取扱い合計面積190,821㎡となります。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第7号議案及び第8号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。
<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。
第7号議案及び8号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案は承認することとし、第8号議案については、計画のとおり要請することとします。

次に、29ページ。報告第3号「納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について（相続税）」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本件は、相続税猶予開始から20年経過するものについて、税務署から特例農地の利用状況確認依頼がなされたものです。

依頼のあった当該報告書について、記載の確認事項を事務局及び地元農業委員会委員による農業経営状況について確認した結果、1番竹松の相続人は、適格に農業経営を行っている判断されましたので、農業委員会会長専決にて、記載の日付で税務署に報告書を提出したことを報告します。

○議長

それでは、報告第3号について、何かご意見、ご質問はありませんか。
<質疑なし>

○議長

報告第3号を終わります。
それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。